

○国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則

〔平成17年3月24日〕
法人規則第18号

改正 平成17年法人規則第56号
平成17年法人規則第61号
平成18年法人規則第18号
平成19年法人規則第4号
平成19年法人規則第21号
平成19年法人規則第63号
平成20年法人規則第13号
平成20年法人規則第32号
平成21年法人規則第13号
平成21年法人規則第39号
平成21年法人規則第52号
平成22年法人規則第16号
平成22年法人規則第53号
平成22年法人規則第57号
平成23年法人規則第25号
平成24年法人規則第18号
平成24年法人規則第42号
平成24年法人規則第46号
平成24年法人規則第49号
平成25年法人規則第17号
平成25年法人規則第50号
平成25年法人規則第53号
平成26年法人規則第43号
平成27年法人規則第9号
平成28年法人規則第6号
平成28年法人規則第10号
平成29年法人規則第4号
平成29年法人規則第9号
平成30年法人規則第4号
平成30年法人規則第16号
平成31年法人規則第4号

国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 給与総則（第2条－第9条）
- 第3章 俸給月額（第10条・第11条）
- 第4章 俸給月額の決定（第12条－第16条）
- 第5章 昇給（第17条－第19条）

第6章 給与の調整（第20条—第23条）

第7章 手当（第24条—第41条）

第8章 教職調整額（第42条）

第9章 休業給（第43条）

第10章 雑則（第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第64条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学に附属して置かれる附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校に勤務する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第2章 給与総則

（給与の種類、計算期間及び支給日）

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類		給与の計算期間	給与支給日
俸給	俸給月額	月の初日から末日まで	毎月17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	俸給の調整額		
	教職調整額		
	休業給		
手当	管理職手当	月の初日から末日まで。ただし、交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は、支給単位期間（支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間。以下この条及び第28条において同じ。）に係る最初の月の初日から最後の月の末日まで。	毎月（交通機関を利用する職員に支給する通勤手当は支給単位期間に係る最初の月）17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日（15日が休日に当たるときは、18日）、その日が土曜日に当たるときは、16日）
	主幹教諭手当		
	扶養手当		
	教育研究等連携手当		
	住居手当		
	通勤手当		
	単身赴任手当		
義務教育等教員特別手当			
産業教育手当			

教員特殊業務手当		きは、16日)
教育実習等指導手当		
教育業務連絡指導手当		
極地観測手当		
時間外勤務手当		
休日給		
夜勤手当		
宿日直手当		
期末手当		
勤勉手当		

2 前項の規定にかかわらず、附属学校職員就業規則第61条に規定する基本年俸による給与の種類、計算期間及び支給日は、別に定める。

(給与の支払)

第3条 職員の給与は、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除するものとし、職員が希望した場合は、職員の指定する職員名義の預貯金口座等へ振込むことによって支払うものとする。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給する。俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

2 職員が退職又は解雇された場合には、その日までの給与を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの給与を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、給与を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前各項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、主幹教諭手当、教育研究等連携手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当及び教職調整額の支給について準用する。

(給与の即時払)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらず速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(非常時払)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があったときは、第2条

の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき。
- (3) その他任命権者が前2号に準ずると認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第21条及び第34条から第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、これらに対する教育研究等連携手当の月額（算出の基礎から扶養手当を除く。）、管理職手当、主幹教諭手当、義務教育等教員特別手当及び産業教育手当の月額の合計額を1か月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3章 俸給月額及び基本年俸

(俸給月額)

第10条 俸給月額は、俸給表に定める級及び号俸に対応する額とする。

- 2 職員の受ける級及び号俸は、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件を考慮して決定する。
- 3 職員の受ける級及び号俸が前項の規定に合致していないと任命権者が認めたときは、その俸給月額を調整することができる。

(俸給表の種類)

第11条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員（一）俸給表（別表第1）
- (2) 一般職員（二）俸給表（別表第2）
- (3) 教育職員（二）俸給表（別表第3）
- (4) 教育職員（三）俸給表（別表第4）
- (5) 医療職員（一）俸給表（別表第5）
- (6) 医療職員（二）俸給表（別表第6）

- 2 前項の俸給表に定める俸給月額は、国家公務員の給与改定状況等を勘案し、これを改定するものとする。

(基本年俸)

第11条の2 基本年俸は、別表第7に定める基本年俸表の号俸に対応する額とする。

第4章 俸給月額の決定

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者に適用される俸給表の職務の級により、学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して、俸給月額を任命権者が決定する。

(昇格)

第13条 附属学校職員就業規則第9条の規定により昇任したとき又は職員の従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により1級以上の上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(降格)

第14条 附属学校職員就業規則第14条の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 前項の規定によるその者の俸給月額については、法人規程で定める。

(初任給基準を異にする異動)

第15条 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

(俸給表の適用を異にする異動)

第16条 職員を俸給表の適用を異にして他の職に異動させる場合は、その異動後の職務に応じ、俸給月額を任命権者が決定する。

第5章 昇給

(昇給)

第17条 職員の昇給は、法人規程で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして法人規程で定める職員にあっては、3号俸）とすることを標準として法人規程で定める基準に従い決定する。

3 55歳（一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好を超える場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて法人規程で定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第18条 削除

第19条 削除

第6章 給与の調整

(休職者の給与)

第20条 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第1号の規定により休職にされたときは、次の各号の場合を除き、給与を支給しない。

- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、給与の全額（労働基準法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年12月28日労働省令第30号。以下「特別支給金支給規則」という。）第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。
 - (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、扶養手当、教育研究等連携手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）の100分の80を支給する。
- 2 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の60以内を支給することができる。
- 3 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第3号の規定により休職にされたときは、次の各号のとおりとする。
- (1) 業務上又は通勤災害に伴うときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内（労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条による休業特別支給金を受ける額に相当する額を除く額）を支給することができる。
 - (2) 前号に規定する事由以外のときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。
- 4 職員が附属学校職員就業規則第17条第1項第4号の規定により休職にされたときは、任命権者が別に決定する。

(育児短時間勤務者の給与)

第20条の2 職員が附属学校職員就業規則第23条の2の規定により育児短時間勤務をすることになったときは、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、主幹教諭手当及び教育研究等連携手当にそれぞれ算出率（当該職員の1週間当たりの勤務時間を1週間の所定勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。）を乗じて得た額を支給する。

(給与の減額及び不支給)

第21条 職員が所定の勤務時間を勤務しないときは、附属学校職員就業規則第35条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための附属学校職員勤務時間及び休暇に関する規則第15条の規定による特定病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の日につき、俸給月額及び俸給の調整額の半額を減ずる。ただし、業務上又は通勤災害に伴うときを除く。
- 3 前項の規定により俸給月額及び俸給の調整額の半額を減ずる期間が1年を超える場合は、超えることとなる期間については、給与は支給しない。
- 4 業務上又は通勤災害により、職員が負傷若しくは疾病に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置となったときに、労働基準法第76条による休業補償及び労災法第14条による休業補償給付を受ける額及び特別支給金支給規則第3条に

よる休業特別支給金の額に相当する額を受けることとなった場合は、前2項の規定にかかわらず、給与から当該相当する額を除いた額を支給する。

(俸給の調整額)

第22条 職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して著しく特殊な職員と任命権者が認めるときは、職員の俸給月額を調整を行う。

- 2 前項の規定により俸給月額の調整を行う職員は、別表第8の区分に掲げる職員とする。
- 3 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じて別表第9に掲げる調整基本額（その額が俸給月額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第8の調整数を乗じて得た額とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、俸給の調整額の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(派遣職員の給与)

第23条 職員が附属学校職員就業規則第12条の規定により派遣され、国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第11条に該当する場合は、法人に復帰後に、派遣されていた期間に係る俸給月額とそれに対する教育研究等連携手当の差額を俸給月額又は教育研究等連携手当として支給する。

第7章 手当

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、職務の困難性及び特別の責任を有する管理又は監督の地位にある別表第10の職種に応じ支給するものとし、手当の月額は、同表に掲げる額とする。ただし、指定職員俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 職員が、管理職手当が支給される複数の職を兼務する場合は、前項に掲げる手当額の高い額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(主幹教諭手当)

第24条の2 主幹教諭手当は、附属学校に勤務する主幹教諭に、月額10,000円を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、主幹教諭手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(扶養手当)

第25条 扶養手当は、扶養親族のある職員に支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。なお、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

区分	対象者	手当額
第1号	配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	6,500円（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び教育職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（以下「一般職員（一）8級職員等」という。）にあつては、3,500円、一般職

		員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級（以下「一般職員（一）9級職員」という。）にあっては、支給しない。）
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円（一般職員（一）8級職員等にあつては、3,500円、一般職員（一）9級職員にあつては、支給しない。）
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母	
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	
第6号	重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族（一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合又は職員に第2項の要件に変更が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養の事実等を証明する書類を添付して任命権者に届け出なければならない。
- 5 前4項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（教育研究等連携手当）

第26条 教育研究等連携手当は、当該地域における賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮しつつ、大学総体としての教育研究活動の一層の円滑・活性化に資する環境を整備するため、次の表に掲げる地域の勤務場所に勤務する職員に支給するものとし、手当の月額額は、俸給月額、俸給の調整額、教職調整額、管理職手当、主幹教諭手当及び扶養手当の月額額の合計額に、当該支給割合を乗じて得た額とする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の19.7
上記以外	100分の15.5

- 2 前項に規定するもののほか、教育研究等連携手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第26条の2 削除

（住居手当）

第27条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給する。住居手当の月額額は、職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。

職 員 の 区 分		手 当 額
第1号	自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じた

	12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員その他法人規程で定める職員を除く。）	ときは、これを切り捨てた額）に相当する額
		イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員
		ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員
第2号	第33条の規定により単身赴任手当を支給されている職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

- 2 新たに前項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（通勤手当）

第28条 通勤手当は、次項各号に掲げる職員に支給する。ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2キロメートル未満である職員には支給しない。

- 2 通勤手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

区 分		手 当 額	
第1号	通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用する職員	通勤に要する運賃等の額を基礎として算出した額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、1か月当たり55,000円を上限とする。	
第2号	通勤のため自動車等の交通手段を使用する職員	自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満	2,000円
		使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
		使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円

		使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
		使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
		使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
		使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
		使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
		使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
		使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
		使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
		使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
		使用距離が片道60キロメートル以上	31,600円
第3号	通勤のため交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用する職員	運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。ただし、自動車等の使用距離が2キロメートル未満である職員に支給する通勤手当の額は、第1号により算出した額とし、その額が前号に規定する額に満たないときは、前号に規定する額とする。	

- 3 第1項ただし書の規定にかかわらず、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員については、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であることを要しないものとする。
- 4 第2項第2号に掲げる職員のうち育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務者」という。）であって、平均1か月当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。
- 5 職員は、新たに第1項の要件に該当することとなった場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合には、速やかに、任命権者に届け出なければならない。
- 6 通勤手当（1か月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（単身赴任手当）

第29条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動及び国の機関等からの人事交流等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他法人規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務場所に通勤すること

が通勤距離等を考慮して、法人規程で定める基準に照らし困難であると認めたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認めた職員に支給する。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円
2,000km以上	2,500km未満	64,000円
2,500km以上		70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

（教員特殊業務手当）

第30条 教員特殊業務手当は、附属学校の主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手が、次に掲げる事由に該当する場合に支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務のうち、次に掲げる業務について、附属学校職員就業規則第47条に規定する休日（同規則第48条の規定により休日の振替日を含む。）において、終日（日中8時間程度とする。以下同じ。）従事した場合又は休日以外の日においてこれと同程度の時間従事した場合
 - ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務（宿泊を伴うものに限る。）に8時間程度従事した場合
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務に終日従事した場合（附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。）又は休日以外の日において終日従事した場合（宿泊を伴うものに限る。）
- (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務に4時間程度従事した場合（附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。）
- (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務に従事した場合（附属学校職員就業規則第47条に規定する休日の日に限る。）

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手 当 額
前項第1号アの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号イ及びウの業務	3,000円
前項第2号の業務	1,700円
前項第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

第31条 教育実習等指導手当は、附属学校の副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭が、計画に基づく学生の教育実習の指導業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

第32条 教育業務連絡指導手当は、附属学校の教諭のうち、次の表に掲げる主任又は主事が、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務に従事したときに支給する。教育業務連絡指導手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。ただし、3学級未満の学年に置かれる学年主任には支給しない。

学 校 名	主 任 等
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任
附属中学校 附属駒場中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任
附属高等学校 附属駒場高等学校 附属坂戸高等学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、研究主任、教育実習主任、農場長
附属視覚特別支援学校 附属聴覚特別支援学校 附属大塚特別支援学校 附属桐が丘特別支援学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、高等部に置かれる進路指導主事、学科主任、寮務主任、研究主任、教育実習主任
附属久里浜特別支援学校	教務主任、寮務主任

（極地観測手当）

第33条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職 務 の 級	手当額
一般職員（一）俸給表6級、5級及び4級 教育職員（二）俸給表3級及び2級	3,100円
一般職員（一）俸給表3級	2,400円

一般職員（一）俸給表 2 級 教育職員（二）俸給表 1 級	2,000 円
一般職員（一）俸給表 1 級	1,900 円

（時間外勤務手当）

第 3 4 条 時間外勤務手当は、附属学校職員就業規則第 5 0 条第 1 項の規定により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員に、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 2 5 を支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間（附属学校職員就業規則第 2 3 条の 2 の規定により、当該職員が育児短時間勤務をする日及び時間帯をいう。以下この条において同じ。）が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 0 0 を支給する。

2 前項の勤務が深夜（午後 1 0 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。）において行われた場合は、深夜の割増として 1 0 0 分の 2 5 を加えた 1 0 0 分の 1 5 0 を時間外勤務手当として支給する。ただし、育児短時間勤務者が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が 1 日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務にあつては、1 0 0 分の 1 2 5 を支給する。

（休日給）

第 3 5 条 休日給は、附属学校職員就業規則第 4 7 条に規定する休日に勤務することを命じられた職員に、勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 3 5 を支給する。

2 前項の勤務が深夜において行われた場合は、深夜の割増として 1 0 0 分の 2 5 を加えた 1 0 0 分の 1 6 0 を休日給として支給する。

（時間外勤務手当及び休日給の特例）

第 3 5 条の 2 前 2 条の規定にかかわらず、附属学校職員就業規則第 5 0 条第 1 項の規定により所定の勤務時間以外の時間及び休日に勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務（育児短時間勤務職員にあつては、正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務）及び休日にした勤務が 1 か月について 6 0 時間を超えた職員には、その 6 0 時間を超えた時間に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 1 5 0（その勤務が深夜である場合は、1 0 0 分の 1 7 5）を支給する。

2 職員が国立大学法人筑波大学附属学校職員の勤務時間及び休暇に関する規則（平成 1 7 年法人規則第 1 9 号）第 1 9 条の 2 に規定する代替休暇を取得したときは、前項に規定する 6 0 時間を超えた時間のうち当該代替休暇に代えられた時間外勤務手当又は休日給の支給に係る時間に対しては、第 3 4 条第 1 項に規定する時間外勤務手当（その時間が深夜である場合は、同条第 2 項に規定する時間外勤務手当）又は前条第 1 項に規定する休日給（その時間が深夜である場合は、同条第 2 項に規定する休日給）を支給する。

（夜勤手当）

第 3 6 条 夜勤手当は、附属学校職員就業規則第 4 9 条の規定を適用される職員で所定の勤務時間が深夜に割り振られた場合には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 2 5 を支給する。ただし、前条の規定により休日給が

支給されることとなる場合には支給しない。

(宿日直手当)

第37条 宿日直手当は、職員が附属学校職員就業規則第53条の規定により宿日直勤務を命じられ従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき、7,230円とする。

(期末手当)

第38条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第39条までにおいて「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは附属学校職員就業規則第70条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡(以下「退職等」という。)した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職等した職員にあつては、退職等の日現在。以下この条から第39条までにおいて同じ。)において職員が受けるべき俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、教職調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額)、扶養手当及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額(次項及び第4項に規定する額を含む。)に、表(1)に定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内におけるその者の在職期間の区分に応じて、表(2)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

基準日	支給割合
6月1日	100分の122.5
12月1日	100分の137.5

表(2)

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

3 別表第11に定める職員にあつては、俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、教職調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額)及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)を前項に規定する合計額に加算して得た額とする。

4 前3項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(勤勉手当)

第39条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1か月以内に退職等した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給月額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給月額を算出率で除して得た額)、俸給の調整額(育児

短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の俸給の調整額を算出率で除して得た額)、教職調整額(育児短時間勤務者においては、育児短時間勤務者の教職調整額を算出率で除して得た額)及びこれらに対する教育研究等連携手当の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)を基礎として、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて法人規程で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する教育研究等連携手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

(義務教育等教員特別手当)

第40条 義務教育等教員特別手当は、附属学校に勤務する校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手に支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、職務の級及び号俸の別に応じて別表第12に掲げる額とする。ただし、附属坂戸高等学校の教員で次条に規定する産業教育手当が支給されている者については、4分の3を乗じて得た額とする。

(産業教育手当)

第41条 産業教育手当は、附属坂戸高等学校の副校長、主幹教諭及び教諭で高等学校の農業若しくは農業実習又は工業若しくは工業実習の教諭の免許状を有する者が、当該農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担当する場合に支給する。産業教育手当の月額は、その者の俸給月額及び教職調整額の月額の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

2 附属坂戸高等学校の実習助手が、農業又は工業に関する課程において、実習を伴う農業又は工業に関する科目について主幹教諭又は教諭の職務を助ける場合には、その者に対し、前項の規定の例により、産業教育手当を支給する。

3 前2項に規定するもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、法人規程で定める。

第8章 教職調整額

(教職調整額)

第42条 附属学校に勤務する主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、寄宿舎指導員又は実習助手の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その者の俸給月額 100 分の 4 に相当する額を教職調整額として支給する。

第9章 休業給

(休業給)

第43条 職員が附属学校職員就業規則第28条に規定する研修休業又は附属学校職員就業規則第29条に規定する海外教育研究活動休業(以下「休業」という。)となった場合には、休業給を次の各号のとおり支給する。

- (1) 職員の休業が、当該月の初日から末日まで引き続く場合は、当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額(職員負担分)を支給する。
- (2) 職員の休業の開始日又は終了日が当該月の中途となる場合は、当該月に支払われる給与が当該月の社会保険及び雇用保険の掛金相当額(職員負担分)に満たない場合に限り、当該満たない額に相当する額を支給する。

第10章 雑則

(雑則)

第44条 この法人規則に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な細目は、法人規程で定める。

附 則

(施行日)

- 1 この法人規則は、平成17年4月1日から施行する。

(俸給表)

- 2 国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、国立大学法人筑波大学職員の給与に関する規則(平成16年法人規則第7号。以下「給与規則」という。)第11条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた筑波大学法人職員(以下「承継職員」という。)の施行日における第11条第1項に規定する俸給表の適用については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた同一の俸給表を適用するものとする。

(俸給月額)

- 3 承継職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた俸給月額(期間を含む。)と同一とする。

(俸給の調整額)

- 4 承継職員の施行日における俸給の調整額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた調整数と同一とする。また、施行日の前日において人事院規則9-6附則(平成7年10月25日人事院規則9-6-25)相当の額を受けていた職員の俸給の調整額の支給については、従前のとおりとする。

(扶養手当等)

- 5 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第27条に規定する扶養手当、同規則第30条に規定する住居手当、同規則第31条に規定する通勤手当及び同規則第32条に規定する単身赴任

手当の支給を受けていた職員の施行日における第25条に規定する扶養手当、第27条に規定する住居手当、第28条に規定する通勤手当及び第29条に規定する単身赴任手当の支給については、別に要件の変更がない限り、従前のおりとする。

(調整手当の異動保障)

- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与規則第28条の適用を受けていた職員の施行日における調整手当の支給については、第26条の規定にかかわらず、従前のおりとする。

(期末手当等の在職期間)

- 7 承継職員の第38条第2項に規定する期末手当及び第39条第2項に規定する勤勉手当の「基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間」には、平成17年6月1日を基準日とする場合、施行日前日までの在職した期間も含めるものとする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 8 平成21年6月に支給する期末手当に関する第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の125」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 9 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第39条第2項の規定の適用については、同項中「100分の75」とあるのは「100分の70」とする。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 10 平成22年12月に支給する期末手当に関する第38条第2項の規定の適用については、同項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」とする。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 11 平成22年12月に支給する勤勉手当に関する第39条第2項の規定の適用については、同項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」とする。

附 則 (平17.9.29法人規則56号)

- 1 この法人規則は、平成17年9月29日から施行し、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定は、同年8月24日から適用する。

- 2 平成17年度における新規則第28条第3項の規定の適用については、同項第1号中「第4条第1項本文」とあるのは「附則第3項」と、同項第1号及び第2号中「12で除して得た額」とあるのは「7で除して得た額」と、「12を乗じて得た額」とあるのは「7を乗じて得た額」とする。

附 則 (平17.11.24法人規則61号)

この法人規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則 (平18.3.23法人規則18号)

(施行期日)

- 1 この法人規則は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 この法人規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が次の表に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する新級欄に定める職務の級とする。

俸 給 表	旧 級	新 級
	1 級	1 級
	2 級	

一般職員（一）俸給表	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
一般職員（二）俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級

（号俸の切替え）

- 3 施行日の前日において改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「附属学校職員給与規則」という。）別表第1から別表第6までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて次の表に定める号俸とする。

イ 一般職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1

	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3 月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12 月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3 月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12 月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3 月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
1 0	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
1 1	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
1 2	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26

1 3	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
1 4	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9 月以上 12 月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12 月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
1 5	3 月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3 月以上 6 月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9 月以上 12 月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12 月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
1 6	3 月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3 月以上 6 月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6 月以上 9 月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9 月以上 12 月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12 月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
1 7	3 月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3 月以上 6 月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6 月以上 9 月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9 月以上 12 月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12 月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
1 8	3 月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9 月以上 12 月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12 月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
1 9	3 月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3 月以上 6 月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6 月以上 9 月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9 月以上 12 月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12 月以上		93	77	62	81	69	65	61		
2 0	3 月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9 月以上 12 月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12 月以上			81	63	85	73	69	65		
2 1	3 月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9 月以上 12 月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12 月以上			85	65	89	77	73	69		

2 2	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
2 3	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
2 4	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
2 5	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
2 6	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
2 7	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
2 8	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
2 9	3月未滿			113							
	3月以上6月未滿			114							
	6月以上9月未滿			115							
	9月以上12月未滿			116							
	12月以上			117							
3 0	3月未滿			117							
	3月以上6月未滿			118							
	6月以上9月未滿			119							

	9月以上12月未滿			120							
	12月以上			121							
3 1	3月未滿			121							
	3月以上6月未滿			122							
	6月以上9月未滿			123							
	9月以上12月未滿			124							
	12月以上			125							
3 2	3月未滿			125							
	3月以上6月未滿			125							
	6月以上9月未滿			125							
	9月以上12月未滿			125							
	12月以上			125							
粹外 1	3月未滿				85	109	89	77	69	53	
	3月以上6月未滿				85	110	90	78	70	54	
	6月以上9月未滿				86	111	91	79	71	55	
	9月以上12月未滿				86	112	92	80	72	56	
	12月以上				87	113	93	81	73	57	
粹外 2	3月未滿				87			81	73	57	
	3月以上6月未滿				87			82	74	58	
	6月以上9月未滿				88			83	75	59	
	9月以上12月未滿				88			84	76	60	
	12月以上				89			85	77	61	
粹外 3	3月未滿				89						
	3月以上6月未滿				90						
	6月以上9月未滿				91						
	9月以上12月未滿				92						
	12月以上				93						
粹外 4	3月未滿				93						
	3月以上6月未滿				94						
	6月以上9月未滿				95						
	9月以上12月未滿				96						
	12月以上				97						
粹外 5	3月未滿				97						
	3月以上6月未滿				98						
	6月以上9月未滿				99						
	9月以上12月未滿				100						
	12月以上				101						
粹外 6	3月未滿				101						
	3月以上6月未滿				102						
	6月以上9月未滿				103						
	9月以上12月未滿				104						
	12月以上				105						
粹外 7	3月未滿				105						

	3月以上6月未満				106						
	6月以上9月未満				107						
	9月以上12月未満				108						
	12月以上				109						
枠外8	3月未満				109						
	3月以上6月未満				109						
	6月以上9月未満				110						
	9月以上12月未満				110						
	12月以上				111						
枠外9	3月未満				111						
	3月以上6月未満				111						
	6月以上9月未満				112						
	9月以上12月未満				112						
	12月以上				113						

ロ 一般職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		1	1	1	5	1	1
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1

6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
1 0	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
1 1	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
1 2	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
1 3	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
1 4	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35

	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
1 5	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
	1 6	3月未滿	57	57	53	65	45
3月以上6月未滿		58	58	54	66	46	42
6月以上9月未滿		59	59	55	67	47	43
9月以上12月未滿		60	60	56	68	48	44
12月以上		61	61	57	69	49	45
1 7	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
1 8	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
1 9	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
2 0	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
2 1	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
2 2	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
2 3	3月未滿	85	85	75	93	73	69

	3 月以上 6 月未滿	86	86	75	94	74	69
	6 月以上 9 月未滿	87	87	76	95	75	69
	9 月以上 12 月未滿	88	88	76	96	76	69
	12 月以上	89	89	77	97	77	69
2 4	3 月未滿	89	89	77	97	77	
	3 月以上 6 月未滿	90	90	77	98	78	
	6 月以上 9 月未滿	91	91	78	99	79	
	9 月以上 12 月未滿	92	92	78	100	80	
	12 月以上	93	93	79	101	81	
2 5	3 月未滿	93	93	79	101	81	
	3 月以上 6 月未滿	94	94	79	102	82	
	6 月以上 9 月未滿	95	95	80	103	83	
	9 月以上 12 月未滿	96	96	80	104	84	
	12 月以上	97	97	81	105	85	
2 6	3 月未滿	97	97	81	105	85	
	3 月以上 6 月未滿	98	98	82	106	86	
	6 月以上 9 月未滿	99	99	83	107	87	
	9 月以上 12 月未滿	100	100	84	108	88	
	12 月以上	101	101	85	109	89	
2 7	3 月未滿	101	101	85	109	89	
	3 月以上 6 月未滿	102	102	85	110	90	
	6 月以上 9 月未滿	103	103	86	111	91	
	9 月以上 12 月未滿	104	104	86	112	92	
	12 月以上	105	105	87	113	93	
2 8	3 月未滿	105	105	87	113		
	3 月以上 6 月未滿	106	106	87	114		
	6 月以上 9 月未滿	107	107	88	115		
	9 月以上 12 月未滿	108	108	88	116		
	12 月以上	109	109	89	117		
2 9	3 月未滿	109	109	89	117		
	3 月以上 6 月未滿	110	110	90	118		
	6 月以上 9 月未滿	111	111	91	119		
	9 月以上 12 月未滿	112	112	92	120		
	12 月以上	113	113	93	121		
3 0	3 月未滿	113	113	93	121		
	3 月以上 6 月未滿	114	114	93	122		
	6 月以上 9 月未滿	115	115	94	123		
	9 月以上 12 月未滿	116	116	94	124		
	12 月以上	117	117	95	125		
3 1	3 月未滿	117	117	95	125		
	3 月以上 6 月未滿	118	118	95	126		
	6 月以上 9 月未滿	119	119	96	127		
	9 月以上 12 月未滿	120	120	96	128		

	12 月以上	121	121	97	129		
3 2	3 月未満	121	121				
	3 月以上 6 月未満	121	122				
	6 月以上 9 月未満	121	123				
	9 月以上 12 月未満	121	124				
	12 月以上	121	125				
3 3	3 月未満		125				
	3 月以上 6 月未満		126				
	6 月以上 9 月未満		127				
	9 月以上 12 月未満		128				
	12 月以上		129				
枠外 1	3 月未満		129	97	129	93	
	3 月以上 6 月未満		130	98	130	94	
	6 月以上 9 月未満		131	99	131	95	
	9 月以上 12 月未満		132	100	132	96	
	12 月以上		133	101	133	97	
枠外 2	3 月未満		133	101		97	
	3 月以上 6 月未満		134	102		98	
	6 月以上 9 月未満		135	103		99	
	9 月以上 12 月未満		136	104		100	
	12 月以上		137	105		101	
枠外 3	3 月未満			105			
	3 月以上 6 月未満			106			
	6 月以上 9 月未満			107			
	9 月以上 12 月未満			108			
	12 月以上			109			
枠外 4	3 月未満			109			
	3 月以上 6 月未満			109			
	6 月以上 9 月未満			110			
	9 月以上 12 月未満			110			
	12 月以上			111			

ハ 教育職員(二)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
1	3 月未満				1	1
	3 月以上 6 月未満				1	1
	6 月以上 9 月未満				1	1
	9 月以上 12 月未満				1	1
	12 月以上				1	1
2	3 月未満		1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満		3	3	1	1

	9月以上 12月未滿	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未滿	5	5	1	1
	3月以上 6月未滿	6	6	1	1
	6月以上 9月未滿	7	7	1	1
	9月以上 12月未滿	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未滿	9	9	1	1
	3月以上 6月未滿	10	10	2	1
	6月以上 9月未滿	11	11	3	1
	9月以上 12月未滿	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未滿	13	13	5	1
	3月以上 6月未滿	14	14	6	1
	6月以上 9月未滿	15	15	7	1
	9月以上 12月未滿	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未滿	17	17	9	1
	3月以上 6月未滿	18	18	10	2
	6月以上 9月未滿	19	19	11	3
	9月以上 12月未滿	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未滿	21	21	13	5
	3月以上 6月未滿	22	22	14	6
	6月以上 9月未滿	23	23	15	7
	9月以上 12月未滿	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未滿	25	25	17	9
	3月以上 6月未滿	26	26	18	10
	6月以上 9月未滿	27	27	19	11
	9月以上 12月未滿	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未滿	29	29	21	13
	3月以上 6月未滿	30	30	22	14
	6月以上 9月未滿	31	31	23	15
	9月以上 12月未滿	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
1 0	3月未滿	33	33	25	17
	3月以上 6月未滿	34	34	26	18
	6月以上 9月未滿	35	35	27	19
	9月以上 12月未滿	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
1 1	3月未滿	37	37	29	21

	3 月以上 6 月未滿	38	38	30	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	31	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	32	24
	12 月以上	41	41	33	25
1 2	3 月未滿	41	41	33	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	34	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	35	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	36	28
	12 月以上	45	45	37	29
1 3	3 月未滿	45	45	37	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	38	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	39	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	40	32
	12 月以上	49	49	41	33
1 4	3 月未滿	49	49	41	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	42	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	43	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	44	36
	12 月以上	53	53	45	37
1 5	3 月未滿	53	53	45	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	46	37
	6 月以上 9 月未滿	55	55	47	37
	9 月以上 12 月未滿	56	56	48	37
	12 月以上	57	57	49	37
1 6	3 月未滿	57	57	49	
	3 月以上 6 月未滿	58	58	50	
	6 月以上 9 月未滿	59	59	51	
	9 月以上 12 月未滿	60	60	52	
	12 月以上	61	61	53	
1 7	3 月未滿	61	61	53	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	54	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	55	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	56	
	12 月以上	65	65	57	
1 8	3 月未滿	65	65	57	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	58	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	59	
	9 月以上 12 月未滿	68	68	60	
	12 月以上	69	69	61	
1 9	3 月未滿	69	69	61	
	3 月以上 6 月未滿	70	70	62	
	6 月以上 9 月未滿	71	71	63	
	9 月以上 12 月未滿	72	72	64	

	12 月以上	73	73	65	
2 0	3 月未滿	73	73	65	
	3 月以上 6 月未滿	74	74	66	
	6 月以上 9 月未滿	75	75	67	
	9 月以上 12 月未滿	76	76	68	
	12 月以上	77	77	69	
2 1	3 月未滿	77	77	69	
	3 月以上 6 月未滿	78	78	70	
	6 月以上 9 月未滿	79	79	71	
	9 月以上 12 月未滿	80	80	72	
	12 月以上	81	81	73	
2 2	3 月未滿	81	81	73	
	3 月以上 6 月未滿	82	82	74	
	6 月以上 9 月未滿	83	83	75	
	9 月以上 12 月未滿	84	84	76	
	12 月以上	85	85	77	
2 3	3 月未滿	85	85	77	
	3 月以上 6 月未滿	86	86	77	
	6 月以上 9 月未滿	87	87	77	
	9 月以上 12 月未滿	88	88	77	
	12 月以上	89	89	77	
2 4	3 月未滿	89	89		
	3 月以上 6 月未滿	90	90		
	6 月以上 9 月未滿	91	91		
	9 月以上 12 月未滿	92	92		
	12 月以上	93	93		
2 5	3 月未滿	93	93		
	3 月以上 6 月未滿	94	94		
	6 月以上 9 月未滿	95	95		
	9 月以上 12 月未滿	96	96		
	12 月以上	97	97		
2 6	3 月未滿	97	97		
	3 月以上 6 月未滿	98	98		
	6 月以上 9 月未滿	99	99		
	9 月以上 12 月未滿	100	100		
	12 月以上	101	101		
2 7	3 月未滿	101	101		
	3 月以上 6 月未滿	102	102		
	6 月以上 9 月未滿	103	103		
	9 月以上 12 月未滿	104	104		
	12 月以上	105	105		
2 8	3 月未滿	105	105		
	3 月以上 6 月未滿	106	106		

	6 月以上 9 月未滿	107	107		
	9 月以上 12 月未滿	108	108		
	12 月以上	109	109		
2 9	3 月未滿	109	109		
	3 月以上 6 月未滿	110	110		
	6 月以上 9 月未滿	111	111		
	9 月以上 12 月未滿	112	112		
	12 月以上	113	113		
3 0	3 月未滿	113	113		
	3 月以上 6 月未滿	114	114		
	6 月以上 9 月未滿	115	115		
	9 月以上 12 月未滿	116	116		
	12 月以上	117	117		
3 1	3 月未滿	117	117		
	3 月以上 6 月未滿	118	118		
	6 月以上 9 月未滿	119	119		
	9 月以上 12 月未滿	120	120		
	12 月以上	121	121		
3 2	3 月未滿	121	121		
	3 月以上 6 月未滿	122	122		
	6 月以上 9 月未滿	123	123		
	9 月以上 12 月未滿	124	124		
	12 月以上	125	125		
3 3	3 月未滿	125	125		
	3 月以上 6 月未滿	126	126		
	6 月以上 9 月未滿	127	127		
	9 月以上 12 月未滿	128	128		
	12 月以上	129	129		
3 4	3 月未滿	129			
	3 月以上 6 月未滿	130			
	6 月以上 9 月未滿	131			
	9 月以上 12 月未滿	132			
	12 月以上	133			
3 5	3 月未滿	133			
	3 月以上 6 月未滿	134			
	6 月以上 9 月未滿	135			
	9 月以上 12 月未滿	136			
	12 月以上	137			
3 6	3 月未滿	137			
	3 月以上 6 月未滿	138			
	6 月以上 9 月未滿	139			
	9 月以上 12 月未滿	140			
	12 月以上	141			

37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			
39	3月未満	149			
	3月以上6月未満	150			
	6月以上9月未満	151			
	9月以上12月未満	152			
	12月以上	153			
40	3月未満	153			
	3月以上6月未満	153			
	6月以上9月未満	153			
	9月以上12月未満	153			
	12月以上	153			
枠外1	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
枠外2	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
枠外3	3月未満		137		
	3月以上6月未満		137		
	6月以上9月未満		137		
	9月以上12月未満		137		
	12月以上		137		

ニ 教育職員(三)俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1

	12 月以上			1	1
2	3 月未滿	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未滿	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未滿	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未滿	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
3	3 月未滿	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	6	6	2	1
	6 月以上 9 月未滿	7	7	3	1
	9 月以上 12 月未滿	8	8	4	1
	12 月以上	9	9	5	1
4	3 月未滿	9	9	5	1
	3 月以上 6 月未滿	10	10	6	1
	6 月以上 9 月未滿	11	11	7	1
	9 月以上 12 月未滿	12	12	8	1
	12 月以上	13	13	9	1
5	3 月未滿	13	13	9	1
	3 月以上 6 月未滿	14	14	10	1
	6 月以上 9 月未滿	15	15	11	1
	9 月以上 12 月未滿	16	16	12	1
	12 月以上	17	17	13	1
6	3 月未滿	17	17	13	1
	3 月以上 6 月未滿	18	18	14	2
	6 月以上 9 月未滿	19	19	15	3
	9 月以上 12 月未滿	20	20	16	4
	12 月以上	21	21	17	5
7	3 月未滿	21	21	17	5
	3 月以上 6 月未滿	22	22	18	6
	6 月以上 9 月未滿	23	23	19	7
	9 月以上 12 月未滿	24	24	20	8
	12 月以上	25	25	21	9
8	3 月未滿	25	25	21	9
	3 月以上 6 月未滿	26	26	22	10
	6 月以上 9 月未滿	27	27	23	11
	9 月以上 12 月未滿	28	28	24	12
	12 月以上	29	29	25	13
9	3 月未滿	29	29	25	13
	3 月以上 6 月未滿	30	30	26	14
	6 月以上 9 月未滿	31	31	27	15
	9 月以上 12 月未滿	32	32	28	16
	12 月以上	33	33	29	17
1 0	3 月未滿	33	33	29	17
	3 月以上 6 月未滿	34	34	30	18

	6 月以上 9 月未滿	35	35	31	19
	9 月以上 12 月未滿	36	36	32	20
	12 月以上	37	37	33	21
1 1	3 月未滿	37	37	33	21
	3 月以上 6 月未滿	38	38	34	22
	6 月以上 9 月未滿	39	39	35	23
	9 月以上 12 月未滿	40	40	36	24
	12 月以上	41	41	37	25
1 2	3 月未滿	41	41	37	25
	3 月以上 6 月未滿	42	42	38	26
	6 月以上 9 月未滿	43	43	39	27
	9 月以上 12 月未滿	44	44	40	28
	12 月以上	45	45	41	29
1 3	3 月未滿	45	45	41	29
	3 月以上 6 月未滿	46	46	42	30
	6 月以上 9 月未滿	47	47	43	31
	9 月以上 12 月未滿	48	48	44	32
	12 月以上	49	49	45	33
1 4	3 月未滿	49	49	45	33
	3 月以上 6 月未滿	50	50	46	34
	6 月以上 9 月未滿	51	51	47	35
	9 月以上 12 月未滿	52	52	48	36
	12 月以上	53	53	49	37
1 5	3 月未滿	53	53	49	37
	3 月以上 6 月未滿	54	54	50	37
	6 月以上 9 月未滿	55	55	51	37
	9 月以上 12 月未滿	56	56	52	37
	12 月以上	57	57	53	37
1 6	3 月未滿	57	57	53	
	3 月以上 6 月未滿	58	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	59	59	55	
	9 月以上 12 月未滿	60	60	56	
	12 月以上	61	61	57	
1 7	3 月未滿	61	61	57	
	3 月以上 6 月未滿	62	62	58	
	6 月以上 9 月未滿	63	63	59	
	9 月以上 12 月未滿	64	64	60	
	12 月以上	65	65	61	
1 8	3 月未滿	65	65	61	
	3 月以上 6 月未滿	66	66	62	
	6 月以上 9 月未滿	67	67	63	
	9 月以上 12 月未滿	68	68	64	
	12 月以上	69	69	65	

1 9	3月未滿	69	69	65	
	3月以上6月未滿	70	70	66	
	6月以上9月未滿	71	71	67	
	9月以上12月未滿	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
2 0	3月未滿	73	73	69	
	3月以上6月未滿	74	74	70	
	6月以上9月未滿	75	75	71	
	9月以上12月未滿	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
2 1	3月未滿	77	77	73	
	3月以上6月未滿	78	78	74	
	6月以上9月未滿	79	79	75	
	9月以上12月未滿	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
2 2	3月未滿	81	81	77	
	3月以上6月未滿	82	82	78	
	6月以上9月未滿	83	83	79	
	9月以上12月未滿	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	
2 3	3月未滿	85	85	81	
	3月以上6月未滿	86	86	82	
	6月以上9月未滿	87	87	83	
	9月以上12月未滿	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
2 4	3月未滿	89	89	85	
	3月以上6月未滿	90	90	86	
	6月以上9月未滿	91	91	87	
	9月以上12月未滿	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
2 5	3月未滿	93	93	89	
	3月以上6月未滿	94	94	90	
	6月以上9月未滿	95	95	91	
	9月以上12月未滿	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
2 6	3月未滿	97	97	93	
	3月以上6月未滿	98	98	93	
	6月以上9月未滿	99	99	93	
	9月以上12月未滿	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
2 7	3月未滿	101	101		
	3月以上6月未滿	102	102		
	6月以上9月未滿	103	103		

	9月以上12月未滿	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未滿	105	105		
	3月以上6月未滿	106	106		
	6月以上9月未滿	107	107		
	9月以上12月未滿	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未滿	109	109		
	3月以上6月未滿	110	110		
	6月以上9月未滿	111	111		
	9月以上12月未滿	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未滿	113	113		
	3月以上6月未滿	114	114		
	6月以上9月未滿	115	115		
	9月以上12月未滿	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未滿	117	117		
	3月以上6月未滿	118	118		
	6月以上9月未滿	119	119		
	9月以上12月未滿	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未滿	121	121		
	3月以上6月未滿	122	122		
	6月以上9月未滿	123	123		
	9月以上12月未滿	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未滿	125	125		
	3月以上6月未滿	125	126		
	6月以上9月未滿	125	127		
	9月以上12月未滿	125	128		
	12月以上	125	129		
34	3月未滿		129		
	3月以上6月未滿		130		
	6月以上9月未滿		131		
	9月以上12月未滿		132		
	12月以上		133		
35	3月未滿		133		
	3月以上6月未滿		134		
	6月以上9月未滿		135		
	9月以上12月未滿		136		
	12月以上		137		
36	3月未滿		137		

	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		
枠外1	3月未満		141		
	3月以上6月未満		142		
	6月以上9月未満		143		
	9月以上12月未満		144		
	12月以上		145		
枠外2	3月未満		145		
	3月以上6月未満		146		
	6月以上9月未満		147		
	9月以上12月未満		148		
	12月以上		149		
枠外3	3月未満		149		
	3月以上6月未満		149		
	6月以上9月未満		149		
	9月以上12月未満		149		
	12月以上		149		

ホ 医療職員（一）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		1			1	1	1	1
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12月以上	13	13	13	9	5	1	1

5	3月未滿	13	13	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	14	14	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	15	15	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	16	16	16	12	8	4	1
	12月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3月未滿	17	17	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	20	16	12	8	4
	12月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3月未滿	21	21	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
1 0	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
1 1	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
1 2	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
1 3	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31

	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
1 4	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
	1 5	3月未滿	53	53	53	49	45	41
3月以上6月未滿		54	54	54	50	46	42	38
6月以上9月未滿		55	55	55	51	47	43	39
9月以上12月未滿		56	56	56	52	48	44	40
12月以上		57	57	57	53	49	45	41
1 6	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3月未滿	65	65	65	61	57	53	
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	
	12月以上	69	69	69	65	61	57	
1 9	3月未滿	69	69	69	65	61	57	
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	
	12月以上	73	73	73	69	65	61	
2 0	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3月未滿	77	77	77	73	69		
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70		
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71		
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72		
	12月以上	81	81	81	77	73		
2 2	3月未滿	81	81	81	77	73		

	3 月以上 6 月未滿	82	82	82	78	74		
	6 月以上 9 月未滿	83	83	83	79	75		
	9 月以上 12 月未滿	84	84	84	80	76		
	12 月以上	85	85	85	81	77		
2 3	3 月未滿	85	85	85	81	77		
	3 月以上 6 月未滿	85	86	86	82	78		
	6 月以上 9 月未滿	85	87	87	83	79		
	9 月以上 12 月未滿	85	88	88	84	80		
	12 月以上	85	89	89	85	81		
2 4	3 月未滿		89	89	85			
	3 月以上 6 月未滿		90	90	86			
	6 月以上 9 月未滿		91	91	87			
	9 月以上 12 月未滿		92	92	88			
	12 月以上		93	93	89			
2 5	3 月未滿		93	93	89			
	3 月以上 6 月未滿		94	94	90			
	6 月以上 9 月未滿		95	95	91			
	9 月以上 12 月未滿		96	96	92			
	12 月以上		97	97	93			
2 6	3 月未滿		97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿		98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿		99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿		100	100	96			
	12 月以上		101	101	97			
2 7	3 月未滿		101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿		102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿		103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿		104	104	100			
	12 月以上		105	105	101			
2 8	3 月未滿		105	105				
	3 月以上 6 月未滿		105	106				
	6 月以上 9 月未滿		105	107				
	9 月以上 12 月未滿		105	108				
	12 月以上		105	109				
2 9	3 月未滿			109				
	3 月以上 6 月未滿			110				
	6 月以上 9 月未滿			111				
	9 月以上 12 月未滿			112				
	12 月以上			113				
3 0	3 月未滿			113				
	3 月以上 6 月未滿			113				
	6 月以上 9 月未滿			113				
	9 月以上 12 月未滿			113				

	12 月以上			113				
枠外 1	3 月未満				101	81		49
	3 月以上 6 月未満				102	82		50
	6 月以上 9 月未満				103	83		51
	9 月以上 12 月未満				104	84		52
	12 月以上				105	85		53

へ 医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			1	1	1	1	1
	12 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	10	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	11	7	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	12	8	4	1	1
	12 月以上	13	13	13	9	5	1	1
5	3 月未満	13	13	13	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	14	10	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	15	11	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	16	12	8	4	1
	12 月以上	17	17	17	13	9	5	1
6	3 月未満	17	17	17	13	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	18	14	10	6	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	20	16	12	8	4
	12 月以上	21	21	21	17	13	9	5
7	3 月未満	21	21	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	23	19	15	11	7

	9月以上12月未滿	24	24	24	20	16	12	8
	12月以上	25	25	25	21	17	13	9
8	3月未滿	25	25	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	20	16	12
	12月以上	29	29	29	25	21	17	13
9	3月未滿	29	29	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	24	20	16
	12月以上	33	33	33	29	25	21	17
10	3月未滿	33	33	33	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	28	24	20
	12月以上	37	37	37	33	29	25	21
11	3月未滿	37	37	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	32	28	24
	12月以上	41	41	41	37	33	29	25
12	3月未滿	41	41	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	36	32	28
	12月以上	45	45	45	41	37	33	29
13	3月未滿	45	45	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	40	36	32
	12月以上	49	49	49	45	41	37	33
14	3月未滿	49	49	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未滿	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未滿	57	57	57	53	49	45	41

	3月以上6月未滿	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
1 7	3月未滿	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
1 8	3月未滿	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
1 9	3月未滿	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
2 0	3月未滿	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未滿	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未滿	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未滿	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
2 1	3月未滿	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未滿	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未滿	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未滿	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
2 2	3月未滿	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未滿	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未滿	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未滿	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
2 3	3月未滿	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未滿	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未滿	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未滿	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
2 4	3月未滿	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未滿	90	90	90	86	82		
	6月以上9月未滿	91	91	91	87	83		
	9月以上12月未滿	92	92	92	88	84		

	12 月以上	93	93	93	89	85		
2 5	3 月未滿	93	93	93	89			
	3 月以上 6 月未滿	94	94	94	90			
	6 月以上 9 月未滿	95	95	95	91			
	9 月以上 12 月未滿	96	96	96	92			
	12 月以上	97	97	97	93			
2 6	3 月未滿	97	97	97	93			
	3 月以上 6 月未滿	98	98	98	94			
	6 月以上 9 月未滿	99	99	99	95			
	9 月以上 12 月未滿	100	100	100	96			
	12 月以上	101	101	101	97			
2 7	3 月未滿	101	101	101	97			
	3 月以上 6 月未滿	102	102	102	98			
	6 月以上 9 月未滿	103	103	103	99			
	9 月以上 12 月未滿	104	104	104	100			
	12 月以上	105	105	105	101			
2 8	3 月未滿	105	105	105	101			
	3 月以上 6 月未滿	106	106	106	102			
	6 月以上 9 月未滿	107	107	107	103			
	9 月以上 12 月未滿	108	108	108	104			
	12 月以上	109	109	109	105			
2 9	3 月未滿	109	109	109				
	3 月以上 6 月未滿	110	110	110				
	6 月以上 9 月未滿	111	111	111				
	9 月以上 12 月未滿	112	112	112				
	12 月以上	113	113	113				
3 0	3 月未滿	113	113	113				
	3 月以上 6 月未滿	114	114	114				
	6 月以上 9 月未滿	115	115	115				
	9 月以上 12 月未滿	116	116	116				
	12 月以上	117	117	117				
3 1	3 月未滿	117	117	117				
	3 月以上 6 月未滿	118	118	118				
	6 月以上 9 月未滿	119	119	119				
	9 月以上 12 月未滿	120	120	120				
	12 月以上	121	121	121				
3 2	3 月未滿	121	121					
	3 月以上 6 月未滿	122	122					
	6 月以上 9 月未滿	123	123					
	9 月以上 12 月未滿	124	124					
	12 月以上	125	125					
3 3	3 月未滿	125	125					
	3 月以上 6 月未滿	126	126					

	6 月以上 9 月未滿	127	127					
	9 月以上 12 月未滿	128	128					
	12 月以上	129	129					
3 4	3 月未滿	129	129					
	3 月以上 6 月未滿	130	130					
	6 月以上 9 月未滿	131	131					
	9 月以上 12 月未滿	132	132					
	12 月以上	133	133					
3 5	3 月未滿	133	133					
	3 月以上 6 月未滿	134	134					
	6 月以上 9 月未滿	135	135					
	9 月以上 12 月未滿	136	136					
	12 月以上	137	137					
3 6	3 月未滿	137	137					
	3 月以上 6 月未滿	138	138					
	6 月以上 9 月未滿	139	139					
	9 月以上 12 月未滿	140	140					
	12 月以上	141	141					
3 7	3 月未滿	141	141					
	3 月以上 6 月未滿	142	142					
	6 月以上 9 月未滿	143	143					
	9 月以上 12 月未滿	144	144					
	12 月以上	145	145					
3 8	3 月未滿	145	145					
	3 月以上 6 月未滿	146	146					
	6 月以上 9 月未滿	147	147					
	9 月以上 12 月未滿	148	148					
	12 月以上	149	149					
3 9	3 月未滿	149						
	3 月以上 6 月未滿	150						
	6 月以上 9 月未滿	151						
	9 月以上 12 月未滿	152						
	12 月以上	153						
4 0	3 月未滿	153						
	3 月以上 6 月未滿	154						
	6 月以上 9 月未滿	155						
	9 月以上 12 月未滿	156						
	12 月以上	157						
4 1	3 月未滿	157						
	3 月以上 6 月未滿	158						
	6 月以上 9 月未滿	159						
	9 月以上 12 月未滿	160						
	12 月以上	161						

枠外 1	3月未満	161	149	121	105	85		
	3月以上6月未満	162	150	122	106	86		
	6月以上9月未満	163	151	123	107	87		
	9月以上12月未満	164	152	124	108	88		
	12月以上	165	153	125	109	89		
枠外 2	3月未満	165			109	89		
	3月以上6月未満	166			110	90		
	6月以上9月未満	167			111	91		
	9月以上12月未満	168			112	92		
	12月以上	169			113	93		

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び法人規程に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、法人規程の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 5 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、施行日前の俸給月額と施行日後の俸給月額の差額（以下「俸給月額差額」という。）と施行日後の俸給月額を支給する。
- 6 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給月額差額と施行日後の俸給月額を支給する。

(経過措置に係る給与の算出基礎)

- 8 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る附属学校職員給与規則第2条、第7条、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第26条第1項、第38条第2項から第4項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

(平成22年3月31日までの間における特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の上欄に掲げる附属学校職員給与規則の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第17条第2項		第17条第3項		
4号俸	3号俸	4号俸	3号俸	2号俸
3号俸	2号俸	3号俸	2号俸	1号俸

(俸給の調整額に関する経過措置)

- 10 第22条の規定により俸給月額の調整を行う職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、同条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を俸給の調整額として支

給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

1.1 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日から引き続き俸給の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員になったとした場合にこの法人規則による改正前の附属学校職員給与規則の規定により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎としてこの法人規則による改正前の第22条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に、国の機関等から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員

当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

（派遣職員の給与に関する経過措置）

1.2 この法人規則施行の際現に国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）の規定により派遣されている職員の第23条の規定の適用については、施行日の前日までは、同条中「それに対する教育研究等連携手当」を「それに対する調整手当」と読み替えるものとする。

（平成24年3月31日までの間における第26条の規定による地域手当の支給割合）

1.3 平成24年3月31日までの間における東京都特別区の支給割合は、第26条表中の支給割合にかかわらず、次の表のとおりとする。

地 域	支給割合
東京都特別区	100分の16

附 則（平19. 2. 9 法人規則4号）

- 1 この法人規則は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第2号）附則第2項の規定により再任用されている職員については、この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平19. 3. 22 法人規則21号）

（施行期日）

- 1 この法人規則は、平成19年4月1日から施行する。
（管理職手当に関する経過措置）
- 2 この法人規則による改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第24条の規定により管理職手当を支給される職員のうち、管理職手当額が経過措置基準額（この新規則の施行の日の前日において占めていたこの法人規則による改正前の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第24条に規定する表に掲げる区分欄に定める区分に相当する新規則別表第9の職種欄に掲げる職種を占める職員で同日にその者が受けていた管理職

手当額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下この項において同じ。）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当額として支給する。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

（平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 3 平成20年3月31日までの間においては、新規則第26条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

- 4 新規則第29条の2の規定は、平成16年4月2日からこの法人規則の施行の日の前日までの間に職員がその勤務場所を異にして異動した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動の日以降」とする。

附 則（平19.12.20法人規則63号）

- 1 この法人規則は、平成20年1月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第39条の改正規定 平成19年12月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成19年4月1日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者及び施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成16年法人規則第18号）第2条第1号に規定するものをいう。）されている職員については、適用しない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、平成19年4月2日から平成19年12月31日までにおいて採用された者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。

附 則（平20.3.13法人規則13号）

- 1 この法人規則は、平成20年4月1日から施行する。
（育児短時間勤務をする職員に係る俸給月額、俸給の調整額及び管理職手当の経過措置）
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第18号。以下「新規則」という。）第32条に規定する育児短時間勤務者のうち、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成18年法人規則第18号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第5項、第6項、第7項及び第10項並びに国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成19年法人規則第21号。以下「平成19年改正規則」という。）附則第2項の規定が適用される職員については、平成18年改正規則附則第5項、第6項、第7項及び第10項の規定により支給する俸給月額差額及び俸給の調整額並びに平成19年改正規則附則第2項の規定により支給する管理職手当額の額（以下「俸給月額差額等」という。）は、俸給月額差額等にそれぞれ新規則第20条の2に規定する算出率を乗じて得た額とする。

附 則（平20.9.19法人規則32号）

この法人規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平21. 2. 26 法人規則13号）

この法人規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平21. 5. 28 法人規則39号）

この法人規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平21. 11. 26 法人規則52号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成21年12月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.76の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第3号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第24条第2項及び第3項、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平22. 3. 25 法人規則16号）

この法人規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平22. 11. 29 法人規則53号）

この法人規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平22. 12. 22 法人規則57号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成23年1月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.59の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額と

の差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給する。

- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第3号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第26条の2第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平23.3.24法人規則25号）

この法人規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平24.3.29法人規則18号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年4月1日から施行する。
（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成18年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者が受ける俸給月額が俸給月額調整額（同日において受けていた俸給月額に100分の99.1の割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）をいう。以下同じ。）に達しないこととなる職員には、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額調整額と施行日後の俸給月額との差額（以下「俸給月額差額」という。）を支給し、平成26年度以降、俸給月額差額は支給しない。
- 3 平成18年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給月額差額を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、施行日後の俸給月額に加えて、俸給月額差額を支給する。
（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 前3項の規定による俸給月額差額を支給される職員に係る第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額差額を含むものとする。

附 則（平24.5.31法人規則42号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。
（俸給月額の特例）

- 2 平成26年3月31日までの間、俸給月額を支給に当たっては、俸給月額及び平成18年法人規則第18号第5項から第7項までに規定する俸給月額差額から、俸給月額及び俸給月額差額に、次の表に掲げる俸給表及び同表の職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
一般職員（一）俸給表	7級以上	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
一般職員（二）俸給表	4級以上	100分の7.77
	3級以下	100分の4.77
教育職員（二）俸給表	3級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
教育職員（三）俸給表	3級以上	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員（一）俸給表	3級から7級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77
医療職員（二）俸給表	7級	100分の9.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	2級以下	100分の4.77

- 3 平成26年3月31日までの間、平成22年法人規則第57号第2項から第4項まで、第6項及び第8項に規定する俸給月額を支給に当たっては、前項の規定を適用する。
- 4 平成26年3月31日までの間、第2条、第7条、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、前2項の規定を適用する。
- 5 平成26年3月31日までの間、第24条第1項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 6 平成26年3月31日までの間、第38条第2項及び第3項並びに第39条第2項の額を算出するに当たっては、同条に規定する額から、同条に規定する額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 7 第2項から前項までの規定にかかわらず、平成24年6月1日から平成24年6月30日までの間においては、第2項及び前2項に定める各割合に0.5を、平成24年7月1日から平成24年7月31日までの間においては、第2項及び第5項に定める各割合に0.7を乗ずるものとする。

附 則（平24.5.31法人規則46号）

この法人規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平24.6.28法人規則49号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成24年7月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
（宿日直手当の経過措置）
- 2 第37条の規定にかかわらず、宿日直勤務を命じられ従事した舎監の業務を行う主幹教諭又は教諭（平成24年7月1日以降に採用される者を除く。）に対する宿日直手当の額は、平成22年4月1日から平成26年6月30日までの間においては、7,770円とする。

附 則（平 2 5 . 1 1 . 2 8 法人規則 5 0 号）

この法人規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 5 . 1 1 . 2 8 法人規則 5 3 号）

この法人規則は、平成 2 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 6 . 1 2 . 1 8 法人規則 4 3 号）

- 1 この法人規則は、平成 2 7 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 3 9 条の改正規定 平成 2 6 年 1 2 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 2 6 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、平成 2 6 年 4 月 2 日から平成 2 6 年 1 2 月 3 1 日までにおいて用れた者の直近の採用の日から施行日までの期間以外の期間については、適用しない。
- 5 この規則の施行日前において、国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「旧規則」という。）の適用を受けていた職員が、新規則において前各項の規定の適用を受けた場合は、旧規則の適用を受けていた期間において旧規則により支給された給与と新規則により支給されることとなる給与の差額に相当する額を一時金として支給し、給与の内払いとみなす。

附 則（平 2 7 . 3 . 2 6 法人規則 9 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（俸給の切替えに伴う経過措置）
- 2 平成 2 7 年 3 月 3 1 日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間、施行日前の俸給月額（国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則の一部を改正する法人規則（平成 2 2 年法人規則第 5 7 号）附則第 6 項に掲げる表の職務の級以上の者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、5 5 歳に達した日以後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 5 5 歳に達した日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 1 0 0 分の 9 8 . 5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 3 平成 2 7 年 3 月 3 1 日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 4 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

（経過措置に係る給与の算出基礎）
- 5 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則第 2 条、第 7 条第 1 項、第 2 0 条第 1 項第 2 号、第 2 0 条の 2、第 2 1 条第 2 項及び第 3 項、第 2 3 条、第 2 6 条第 1 項、第 3 8 条第 2 項及び第 3 項、第 3 9 条第 2 項、第 4 1 条 1 項並びに第 4 2 条の額を算出する基礎には、俸

給月額差額を含むものとする。

附 則（平 2 8 . 2 . 1 8 法人規則 6 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 8 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 3 9 条の規定 平成 2 7 年 1 2 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平 2 8 . 2 . 1 8 法人規則 1 0 号）

この法人規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 2 9 . 1 . 2 6 法人規則 4 号）

- 1 この法人規則は、平成 2 9 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 3 9 条の規定 平成 2 8 年 1 2 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 1 6 年法人規則第 1 8 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平 2 9 . 3 . 2 3 法人規則 9 号）

（施行日）

- 1 この法人規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

（扶養手当に関する経過措置）
- 2 平成 2 9 年度から平成 3 1 年度までにおける扶養親族の対象者及び手当額については、改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）第 2 5 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

区分	対象者	手 当 額		
		平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	平成 3 1 年度
第 1 号	配偶者（届出をしない が事実上婚姻関係と 同様の事情にある者 を含む。以下同じ。）	1 0 , 0 0 0 円	6 , 5 0 0 円	6 , 5 0 0 円（一般職 員（一）俸給表の適用 を受ける職員でその 職務の級が 8 級以上 であるもの及び教育 職員（一）俸給表の適 用を受ける職員でそ

				の職務の級が5級であるもの(以下「一般職員(一)8級以上職員等」という。)にあつては、3,500円)
第2号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)	1人につき10,000円	1人につき10,000円
第3号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)	1人につき6,500円	1人につき6,500円(一般職員(一)8級以上職員等にあつては、3,500円)
第4号	満60歳以上の父母及び祖父母			
第5号	満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹			
第6号	重度心身障害者			

- 3 平成29年度における新規則第25条第4項の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 4 平成30年度及び平成31年度における新規則第25条第4項の規定の適用については、同項中「扶養親族(一般職員(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものにあつては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 5 平成27年3月31日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員には、平成30年3月31日までの間、平成27年4月1日以前において受けていた俸給月額(平成22年法人規則第57号附則第6項に掲げる表の職務の級以上の者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては、55歳に達した日以後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 6 平成27年3月31日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、同項の規定に準じて俸給を支給する。
- 7 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、法人規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて俸給を支給する。
(俸給の切替えに伴う経過措置に係る給与の算出基礎)
- 8 前3項の規定による俸給を支給される職員に係る新規則第2条、第7条第1項、第20条第1項第2号、第20条の2、第21条第2項及び第3項、第23条、第26条第1項、第38条第2項及び第3項、第39条第2項、第41条第1項並びに第42条の額を算出する基礎には、俸給月額

差額を含むものとする。

附 則（平 30. 1. 25 法人規則 4 号）

- 1 この法人規則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 39 条の規定 平成 29 年 12 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 29 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 16 年法人規則第 18 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

附 則（平 30. 3. 22 法人規則 16 号）

この法人規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平 31. 1. 24 法人規則 4 号）

- 1 この法人規則は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則（以下「新規則」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第 39 条の規定 平成 30 年 12 月 1 日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 平成 30 年 4 月 1 日
- 3 前項の規定にかかわらず、新規則の規定は、この法人規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに職員でなくなった者については、適用しない。ただし、施行日に在籍派遣（国立大学法人筑波大学職員の派遣に関する規則（平成 16 年法人規則第 18 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。）されている職員についてはこの限りではない。

別表第1 一般職員（一）俸給表（第11条関係）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
94		294,900	342,600						
95		295,200	343,100						
96		295,600	343,500						
97		295,800	343,700						
98		296,100	344,100						
99		296,500	344,500						
100		296,900	344,800						
101		297,100	345,100						
102		297,400	345,500						
103		297,800	345,900						
104		298,100	346,300						
105		298,300	346,800						
106		298,600	347,200						
107		299,000	347,600						
108		299,300	348,000						
109		299,500	348,500						
110		299,900	348,900						
111		300,300	349,200						
112		300,600	349,500						
113		300,800	350,000						
114		301,000							
115		301,300							
116		301,700							
117		301,900							
118		302,100							
119		302,400							
120		302,700							
121		303,100							
122		303,300							
123		303,600							
124		303,900							
125		304,200							

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 一般職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	
71	212,100	253,500	283,300	311,800	
72	212,600	253,900	284,000	312,300	
73	212,800	254,100	284,800	312,600	
74	213,400	254,500	285,500	313,100	
75	213,900	255,000	286,300	313,600	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
76	214,600	255,500	287,100	314,000	
77	214,800	255,800	287,700	314,200	
78	215,500	256,200	288,200	314,500	
79	216,000	256,700	288,700	314,800	
80	216,600	257,200	289,100	315,100	
81	217,300	257,500	289,500	315,400	
82	217,700	257,800	289,900	315,700	
83	218,300	258,100	290,400	316,000	
84	219,000	258,400	290,900	316,300	
85	219,600	258,600	291,300	316,500	
86	220,100	258,800	291,900	316,900	
87	220,600	259,100	292,500	317,200	
88	221,300	259,400	293,100	317,400	
89	221,800	259,600	293,400	317,600	
90	222,400	259,800	293,900	317,900	
91	223,000	260,200	294,400	318,200	
92	223,500	260,400	294,800	318,500	
93	223,900	260,700	295,200	318,700	
94	224,400	261,100	295,700	319,000	
95	224,900	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			
135		271,600			
136		271,900			
137		272,100			

備考

この表は、技能職員及び労務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第3 教育職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	157,900	202,300	330,300	416,600
2	159,400	204,000	332,500	418,600
3	160,900	205,600	334,800	420,600
4	162,400	207,300	336,900	422,400
5	164,100	209,100	339,100	423,900
6	166,000	210,800	341,300	425,600
7	167,800	212,600	343,600	427,500
8	169,600	214,300	345,900	429,400
9	171,400	215,900	347,600	430,900
10	173,500	217,800	349,700	432,800
11	175,500	219,700	351,800	434,700
12	177,500	221,600	353,900	436,500
13	179,500	223,100	355,900	438,200
14	181,800	225,100	358,000	440,000
15	184,100	227,100	360,100	441,700
16	186,400	229,100	362,200	443,500
17	188,500	230,800	363,800	445,300
18	191,100	233,600	365,700	447,200
19	193,600	236,400	367,500	449,100
20	196,100	239,200	369,500	451,000
21	198,500	241,600	370,800	452,600
22	200,200	244,400	372,700	454,300
23	201,900	247,000	374,500	456,200
24	203,600	249,700	376,400	457,900
25	205,100	252,200	377,800	459,600
26	206,600	254,700	379,600	461,200
27	208,300	257,200	381,400	462,800
28	209,900	259,500	383,300	464,300
29	211,500	262,000	385,100	465,700
30	213,200	264,400	387,000	467,000
31	214,900	266,600	388,900	468,300
32	216,600	268,800	390,900	469,600
33	218,100	270,800	392,800	470,700
34	219,900	273,100	394,400	471,400
35	221,700	275,400	395,900	472,100
36	223,500	277,500	397,600	472,800
37	225,000	279,700	399,000	473,400
38	226,800	281,700	400,500	
39	228,600	283,600	401,900	
40	230,400	285,600	403,200	
41	232,000	287,500	404,600	
42	233,700	289,900	406,000	
43	235,300	292,200	407,400	
44	236,900	294,700	408,900	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
45	238,300	296,700	410,300	
46	239,700	299,200	411,800	
47	241,000	301,500	413,300	
48	242,200	304,200	414,900	
49	243,700	306,700	416,400	
50	245,200	309,100	418,100	
51	246,400	311,600	419,800	
52	247,900	313,900	421,400	
53	249,100	316,000	422,800	
54	250,300	318,200	424,400	
55	251,700	320,300	426,000	
56	252,800	322,500	427,600	
57	254,000	324,300	429,200	
58	255,100	326,400	430,700	
59	256,200	328,500	431,900	
60	257,400	330,500	433,100	
61	258,800	332,500	434,200	
62	259,900	334,600	435,600	
63	261,300	336,800	437,100	
64	262,400	339,000	438,400	
65	263,700	340,700	439,400	
66	265,200	342,900	440,700	
67	266,700	344,900	441,900	
68	268,400	347,100	443,100	
69	269,800	348,900	444,100	
70	271,100	350,800	445,300	
71	272,400	352,800	446,500	
72	273,700	354,800	447,700	
73	275,000	356,500	448,900	
74	276,400	358,400	449,400	
75	277,800	360,200	449,800	
76	279,000	362,100	450,200	
77	280,200	363,900	450,900	
78	281,500	365,600		
79	282,800	367,300		
80	284,100	368,900		
81	285,000	370,300		
82	286,300	371,900		
83	287,600	373,500		
84	288,900	375,000		
85	289,600	376,100		
86	290,800	377,500		
87	291,800	378,900		
88	293,000	380,200		
89	294,000	381,400		
90	295,100	382,700		
91	296,300	383,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
92	297,500	385,200		
93	298,100	386,200		
94	299,000	387,500		
95	300,000	388,900		
96	301,100	390,200		
97	302,300	391,500		
98	303,400	392,500		
99	304,400	393,600		
100	305,500	394,600		
101	306,400	395,300		
102	307,500	396,300		
103	308,600	397,400		
104	309,600	398,500		
105	310,200	399,500		
106	311,000	400,300		
107	311,800	401,100		
108	312,500	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,700	403,600		
111	314,200	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	406,100		
114	315,900	406,800		
115	316,500	407,500		
116	317,100	408,200		
117	317,500	408,600		
118	318,000	409,200		
119	318,400	409,700		
120	318,900	410,200		
121	319,200	410,500		
122	319,800	410,800		
123	320,400	411,100		
124	321,000	411,300		
125	321,400	411,500		
126	321,700	411,800		
127	322,000	412,100		
128	322,200	412,300		
129	322,400	412,500		
130	322,700	412,800		
131	323,000	413,100		
132	323,300	413,300		
133	323,500	413,500		
134	323,700	413,800		
135	323,900	414,100		
136	324,300	414,300		
137	324,500	414,500		
138	324,700	414,800		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
139	325,000	415,100		
140	325,300	415,300		
141	325,500	415,500		
142	325,700	415,800		
143	326,000	416,100		
144	326,200	416,300		
145	326,500	416,500		
146	326,700			
147	326,900			
148	327,100			
149	327,500			
150	327,700			
151	327,900			
152	328,200			
153	328,500			

備考

- 1 この表は、高等学校及び特別支援学校並びに学長が指定する学校に勤務する教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その級が3級である副校長の俸給月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 教育職員（三）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	157,900	173,900	291,300	406,700
2	159,400	176,000	293,900	408,300
3	160,900	178,100	296,800	409,900
4	162,400	180,300	299,300	411,500
5	164,100	182,300	301,800	412,600
6	166,000	184,600	304,200	414,000
7	167,800	186,900	306,500	415,500
8	169,600	189,200	308,900	417,100
9	171,400	191,300	311,300	418,400
10	173,500	194,100	313,900	419,900
11	175,500	196,800	316,600	421,400
12	177,500	199,500	319,500	422,800
13	179,500	202,300	321,900	424,300
14	181,800	204,000	323,900	425,600
15	184,100	205,600	325,900	426,900
16	186,400	207,300	328,200	428,200
17	188,500	209,100	330,300	429,500
18	191,100	210,800	332,500	430,800
19	193,600	212,600	334,800	432,000
20	196,100	214,300	336,900	433,300
21	198,500	215,900	339,100	434,400
22	200,200	217,800	341,300	435,600
23	201,900	219,700	343,600	437,000
24	203,600	221,600	345,900	438,300
25	205,100	223,100	347,600	439,600
26	206,600	225,100	349,400	440,800
27	208,300	227,100	351,300	441,800
28	209,900	229,100	353,200	442,900
29	211,400	230,800	355,000	443,900
30	213,100	233,600	356,800	444,700
31	214,800	236,400	358,500	445,500
32	216,500	239,200	360,400	446,400
33	217,900	241,600	361,700	447,300
34	219,600	244,400	363,400	447,800
35	221,300	247,000	364,900	448,300
36	223,000	249,700	366,700	448,800
37	224,400	252,200	368,500	449,300
38	226,100	254,700	370,100	
39	227,800	257,200	371,500	
40	229,500	259,500	373,200	
41	231,000	262,000	374,100	
42	232,700	264,400	375,500	
43	234,300	266,600	376,900	
44	235,900	268,800	378,400	
45	237,600	270,800	379,700	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
46	239,100	273,100	381,400	
47	240,400	275,400	383,100	
48	241,800	277,500	384,700	
49	243,000	279,700	386,100	
50	244,400	281,700	387,600	
51	245,900	283,600	389,100	
52	247,100	285,700	390,500	
53	248,200	287,500	391,400	
54	249,600	289,900	392,800	
55	250,800	292,200	394,100	
56	252,000	294,700	395,100	
57	253,200	296,700	396,200	
58	254,400	299,200	397,300	
59	255,500	301,500	398,400	
60	256,700	304,200	399,700	
61	258,000	306,700	400,800	
62	259,000	309,100	402,000	
63	260,200	311,600	403,400	
64	261,100	313,900	404,700	
65	262,200	316,000	406,100	
66	263,600	318,200	407,300	
67	265,000	320,300	408,500	
68	266,400	322,500	409,600	
69	268,000	324,300	410,600	
70	269,500	326,400	411,700	
71	271,000	328,500	412,800	
72	272,400	330,500	413,900	
73	273,400	332,400	414,800	
74	274,600	334,500	415,600	
75	275,900	336,700	416,300	
76	277,100	338,900	416,800	
77	278,300	340,700	417,100	
78	279,400	342,600	417,600	
79	280,600	344,300	418,100	
80	281,800	346,100	418,600	
81	282,900	347,900	418,800	
82	283,800	349,800	419,100	
83	285,000	351,300	419,500	
84	286,200	353,200	419,700	
85	287,100	354,400	420,000	
86	288,000	356,000	420,400	
87	288,700	357,500	420,800	
88	289,700	359,000	421,100	
89	290,700	360,300	421,500	
90	291,600	361,600	421,800	
91	292,500	363,000	422,100	
92	293,300	364,400	422,300	
93	293,600	365,900	422,500	

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
94	294,300	367,200		
95	295,000	368,500		
96	295,800	369,700		
97	296,600	370,500		
98	297,400	371,600		
99	298,200	372,700		
100	298,900	373,800		
101	299,800	374,400		
102	300,300	375,300		
103	300,800	376,200		
104	301,300	377,100		
105	301,500	378,000		
106	301,800	379,000		
107	302,100	379,900		
108	302,300	380,900		
109	302,500	381,900		
110	302,700	382,800		
111	302,900	383,700		
112	303,200	384,600		
113	303,500	385,300		
114	303,700	386,300		
115	304,000	387,300		
116	304,300	388,300		
117	304,700	389,100		
118	305,000	389,700		
119	305,300	390,400		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,400		
126		395,200		
127		395,800		
128		396,500		
129		397,200		
130		397,700		
131		398,100		
132		398,500		
133		399,000		
134		399,300		
135		399,600		
136		399,900		
137		400,200		
138		400,500		
139		400,800		
140		401,100		
141		401,400		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
142		401,700		
143		402,000		
144		402,300		
145		402,500		
146		402,800		
147		403,100		
148		403,300		
149		403,500		
150		403,800		
151		404,100		
152		404,300		
153		404,500		
154		404,800		
155		405,100		
156		405,300		
157		405,500		

備考

- 1 この表は、小学校、中学校に勤務する教育研究に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その級が3級である副校長の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 医療職員（一）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300			
87		289,700	325,600	346,600			
88		289,900	326,000	346,900			
89		290,300	326,400	347,300			
90		290,500	326,800	347,600			
91		290,700	327,200	348,000			
92		290,900	327,600	348,300			
93		291,300	327,900	348,700			
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				

備考

この表は、医療技術に従事する職員（看護業務に従事する職員を除く。）その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第6 医療職員（二）俸給表（第11条関係）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
94	281,900	315,000	348,400	366,400			
95	282,800	315,700	349,100	366,800			
96	283,800	316,300	349,700	367,100			
97	284,400	317,000	350,100	367,700			
98	285,200	317,300	350,500	368,200			
99	285,800	317,900	351,000	368,700			
100	286,700	318,600	351,400	369,200			
101	287,500	319,000	351,900	369,800			
102	288,300	319,600	352,300	370,300			
103	289,100	320,200	352,800	370,800			
104	289,900	320,800	353,200	371,200			
105	290,600	321,200	353,500	371,800			
106	291,100	321,700	354,000	372,300			
107	291,600	322,200	354,400	372,800			
108	292,100	322,700	354,700	373,300			
109	292,300	323,100	355,200	373,900			
110	292,600	323,500	355,700	374,300			
111	292,800	323,800	356,200	374,800			
112	293,200	324,100	356,700	375,300			
113	293,500	324,500	357,200	375,900			
114	293,700	324,900	357,700				

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
115	294,100	325,300	358,200				
116	294,400	325,600	358,600				
117	294,700	325,800	359,000				
118	295,000	326,100	359,400				
119	295,300	326,500	359,900				
120	295,700	326,700	360,400				
121	296,000	326,900	360,800				
122	296,400	327,200	361,300				
123	296,700	327,500	361,800				
124	297,100	327,800	362,300				
125	297,300	328,000	362,600				
126	297,500	328,300					
127	297,800	328,700					
128	298,200	328,900					
129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						

備考

この表は、看護業務に従事する職員その他任命権者が定める職員に適用する。

別表第7 基本年俸表（第11条の2関係）

号俸	基本年俸	基本月額
1	1,920,000	160,000
2	2,160,000	180,000
3	2,400,000	200,000
4	2,640,000	220,000
5	2,880,000	240,000
6	3,120,000	260,000
7	3,360,000	280,000
8	3,600,000	300,000
9	3,840,000	320,000
10	4,080,000	340,000
11	4,320,000	360,000
12	4,560,000	380,000
13	4,800,000	400,000
14	5,040,000	420,000
15	5,280,000	440,000
16	5,520,000	460,000
17	5,760,000	480,000
18	6,000,000	500,000
19	6,240,000	520,000
20	6,480,000	540,000
21	6,720,000	560,000
22	6,960,000	580,000
23	7,200,000	600,000
24	7,440,000	620,000
25	7,680,000	640,000
26	7,920,000	660,000
27	8,160,000	680,000
28	8,400,000	700,000
29	8,640,000	720,000
30	8,880,000	740,000
31	9,120,000	760,000
32	9,360,000	780,000
33	9,600,000	800,000
34	9,840,000	820,000
35	10,080,000	840,000
36	10,320,000	860,000
37	10,560,000	880,000
38	10,800,000	900,000
39	11,040,000	920,000
40	11,280,000	940,000

41	11,520,000	960,000
42	11,760,000	980,000
43	12,000,000	1,000,000
44	12,240,000	1,020,000
45	12,480,000	1,040,000
46	12,720,000	1,060,000
47	12,960,000	1,080,000
48	13,200,000	1,100,000
49	13,440,000	1,120,000
50	13,680,000	1,140,000
51	13,920,000	1,160,000
52	14,160,000	1,180,000
53	14,400,000	1,200,000
54	14,640,000	1,220,000
55	14,880,000	1,240,000
56	15,120,000	1,260,000
57	15,360,000	1,280,000
58	15,600,000	1,300,000
59	15,840,000	1,320,000
60	16,080,000	1,340,000
61	16,320,000	1,360,000
62	16,560,000	1,380,000
63	16,800,000	1,400,000
64	18,000,000	1,500,000
65	19,200,000	1,600,000
66	20,400,000	1,700,000
67	21,600,000	1,800,000
68	22,800,000	1,900,000
69	24,000,000	2,000,000
70	25,200,000	2,100,000

別表第8（第22条関係）

区 分	職 員	調整数
一 附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校	(1) 授業を担当し生徒等と直接接することを常態とする校長又は副校長 (2) 特殊教育に直接従事することを本務とする主幹教諭又は教諭 (3) 養護教諭 (4) 寄宿舎指導員	2
	(5) 校長又は副校長（(1)に掲げる者を除く。） (6) 主幹教諭又は教諭（(2)に掲げる者を除く。）	1
二 附属視覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校、附属久里浜特別支援学校	栄養教諭	2
三 附属久里浜特別支援学校	看護助手	2
	看護師	1

別表第9（第22条関係）

ア 一般職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円

イ 一般職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,000円
2級	7,400円
3級	8,500円

ウ 教育職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,000円
4級	13,100円

エ 教育職員（三）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	11,000円
3級	11,500円
4級	12,700円

オ 医療職員（一）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円

カ 医療職員（二）俸給表

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

別表第10（第24条関係）

	職 種	管理職手当額
附属学校	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の校長	76,100円
	附属小学校、附属中学校、附属高等学校、附属駒場中学校、附属駒場高等学校、附属坂戸高等学校、附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の副校長	57,100円
	附属視覚特別支援学校、附属聴覚特別支援学校、附属大塚特別支援学校、附属桐が丘特別支援学校及び附属久里浜特別支援学校の部主事	34,300円

別表第11（第38条関係）

俸給表	職務の級	加算割合
一般職員（一）俸給表	8級	100分の20
	7級、6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職員（二）俸給表	5級	100分の10
	4級、3級（労務職員（乙）に該当するもので、基準日現在の経験年数が40年（中学卒）以上又は基準日現在の経験年数が40年（中学卒）未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の年数であるもの及び3級に引き続き1年以上在職した職員に限る。）	100分の5
教育職員（二）俸給表	4級	100分の15
教育職員（三）俸給表	3級	100分の10
教育職員（二）俸給表	2級（基準日現在2級45号俸以上のものに限る。（下欄該当者を除く。）） 1級（基準日現在1級117号俸以上のものに限る。）	100分の5
	2級（基準日現在2級117号俸以上のものに限る。）	100分の10
教育職員（三）俸給表	2級（基準日現在2級57号俸以上のものに限る。（下欄該当者を除く。）） 1級（基準日現在1級117号俸以上のものに限る。）	100分の5
	2級（基準日現在2級129号俸以上のものに限る。）	100分の10
医療職員（一）俸給表	6級	100分の15
	5級	100分の10
	4級、3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級53号俸以上のものに限る。）	100分の5
医療職員（二）俸給表	6級	100分の15
	5級、4級	100分の10
	3級、2級（2級の職員については、基準日現在2級61号俸以上のものに限る。）	100分の5

別表第12(第40条関係)

ア 教育職員(二) 俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	6,300	12,800	17,100
2	5,000	6,300	12,800	17,100
3	5,000	6,300	12,800	17,100
4	5,000	6,300	12,800	17,100
5	5,200	6,600	13,200	17,500
6	5,200	6,600	13,200	17,500
7	5,200	6,600	13,200	17,500
8	5,200	6,600	13,200	17,500
9	5,400	7,000	13,600	17,900
10	5,400	7,000	13,600	17,900
11	5,400	7,000	13,600	17,900
12	5,400	7,000	13,600	17,900
13	5,600	7,300	14,000	18,300
14	5,600	7,300	14,000	18,300
15	5,600	7,300	14,000	18,300
16	5,600	7,300	14,000	18,300
17	5,900	7,600	14,400	18,700
18	5,900	7,600	14,400	18,700
19	5,900	7,600	14,400	18,700
20	5,900	7,600	14,400	18,700
21	6,200	7,900	14,800	19,000
22	6,200	7,900	14,800	19,000
23	6,200	7,900	14,800	19,000
24	6,200	7,900	14,800	19,000
25	6,500	8,300	15,100	19,400
26	6,500	8,300	15,100	19,400
27	6,500	8,300	15,100	19,400
28	6,500	8,300	15,100	19,400
29	6,800	8,900	15,500	19,600
30	6,800	8,900	15,500	19,600
31	6,800	8,900	15,500	19,600
32	6,800	8,900	15,500	19,600
33	7,100	9,300	15,900	19,900
34	7,100	9,300	15,900	19,900
35	7,100	9,300	15,900	19,900
36	7,100	9,300	15,900	19,900
37	7,400	9,700	16,300	20,200
38	7,400	9,700	16,300	
39	7,400	9,700	16,300	
40	7,400	9,700	16,300	
41	7,700	10,500	16,700	
42	7,700	10,500	16,700	
43	7,700	10,500	16,700	
44	7,700	10,500	16,700	
45	8,000	10,900	17,100	
46	8,000	10,900	17,100	
47	8,000	10,900	17,100	
48	8,000	10,900	17,100	
49	8,300	11,300	17,400	
50	8,300	11,300	17,400	
51	8,300	11,300	17,400	
52	8,300	11,300	17,400	
53	8,600	12,100	17,700	
54	8,600	12,100	17,700	
55	8,600	12,100	17,700	
56	8,600	12,100	17,700	
57	8,800	12,500	18,000	
58	8,800	12,500	18,000	
59	8,800	12,500	18,000	

イ 教育職員(三) 俸給表

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	5,000	5,400	10,700	17,100
2	5,000	5,400	10,700	17,100
3	5,000	5,400	10,700	17,100
4	5,000	5,400	10,700	17,100
5	5,200	5,700	11,100	17,500
6	5,200	5,700	11,100	17,500
7	5,200	5,700	11,100	17,500
8	5,200	5,700	11,100	17,500
9	5,400	6,000	11,500	17,900
10	5,400	6,000	11,500	17,900
11	5,400	6,000	11,500	17,900
12	5,400	6,000	11,500	17,900
13	5,600	6,300	12,400	18,300
14	5,600	6,300	12,400	18,300
15	5,600	6,300	12,400	18,300
16	5,600	6,300	12,400	18,300
17	5,900	6,600	12,800	18,700
18	5,900	6,600	12,800	18,700
19	5,900	6,600	12,800	18,700
20	5,900	6,600	12,800	18,700
21	6,200	7,000	13,200	19,000
22	6,200	7,000	13,200	19,000
23	6,200	7,000	13,200	19,000
24	6,200	7,000	13,200	19,000
25	6,500	7,300	13,600	19,400
26	6,500	7,300	13,600	19,400
27	6,500	7,300	13,600	19,400
28	6,500	7,300	13,600	19,400
29	6,800	7,600	14,000	19,600
30	6,800	7,600	14,000	19,600
31	6,800	7,600	14,000	19,600
32	6,800	7,600	14,000	19,600
33	7,100	7,900	14,400	19,900
34	7,100	7,900	14,400	19,900
35	7,100	7,900	14,400	19,900
36	7,100	7,900	14,400	19,900
37	7,400	8,300	14,800	20,200
38	7,400	8,300	14,800	
39	7,400	8,300	14,800	
40	7,400	8,300	14,800	
41	7,700	8,900	15,100	
42	7,700	8,900	15,100	
43	7,700	8,900	15,100	
44	7,700	8,900	15,100	
45	8,000	9,300	15,500	
46	8,000	9,300	15,500	
47	8,000	9,300	15,500	
48	8,000	9,300	15,500	
49	8,300	9,700	15,900	
50	8,300	9,700	15,900	
51	8,300	9,700	15,900	
52	8,300	9,700	15,900	
53	8,600	10,500	16,300	
54	8,600	10,500	16,300	
55	8,600	10,500	16,300	
56	8,600	10,500	16,300	
57	8,800	10,900	16,700	
58	8,800	10,900	16,700	
59	8,800	10,900	16,700	

60	8,800	12,500	18,000	
61	9,100	12,900	18,300	
62	9,100	12,900	18,300	
63	9,100	12,900	18,300	
64	9,100	12,900	18,300	
65	9,400	13,300	18,500	
66	9,400	13,300	18,500	
67	9,400	13,300	18,500	
68	9,400	13,300	18,500	
69	9,700	13,700	18,700	
70	9,700	13,700	18,700	
71	9,700	13,700	18,700	
72	9,700	13,700	18,700	
73	9,900	14,000	18,900	
74	9,900	14,000	18,900	
75	9,900	14,000	18,900	
76	9,900	14,000	18,900	
77	10,200	14,400	19,100	
78	10,200	14,400		
79	10,200	14,400		
80	10,200	14,400		
81	10,400	14,700		
82	10,400	14,700		
83	10,400	14,700		
84	10,400	14,700		
85	10,600	15,000		
86	10,600	15,000		
87	10,600	15,000		
88	10,600	15,000		
89	10,800	15,400		
90	10,800	15,400		
91	10,800	15,400		
92	10,800	15,400		
93	11,000	15,700		
94	11,000	15,700		
95	11,000	15,700		
96	11,000	15,700		
97	11,200	16,000		
98	11,200	16,000		
99	11,200	16,000		
100	11,200	16,000		
101	11,400	16,300		
102	11,400	16,300		
103	11,400	16,300		
104	11,400	16,300		
105	11,500	16,500		
106	11,500	16,500		
107	11,500	16,500		
108	11,500	16,500		
109	11,600	16,800		
110	11,600	16,800		
111	11,600	16,800		
112	11,600	16,800		
113	11,700	17,000		
114	11,700	17,000		
115	11,700	17,000		
116	11,700	17,000		
117	11,900	17,200		
118	11,900	17,200		
119	11,900	17,200		
120	11,900	17,200		
121	12,000	17,400		
122	12,000	17,400		
123	12,000	17,400		
124	12,000	17,400		

60	8,800	10,900	16,700	
61	9,100	11,300	17,100	
62	9,100	11,300	17,100	
63	9,100	11,300	17,100	
64	9,100	11,300	17,100	
65	9,400	12,100	17,400	
66	9,400	12,100	17,400	
67	9,400	12,100	17,400	
68	9,400	12,100	17,400	
69	9,700	12,500	17,700	
70	9,700	12,500	17,700	
71	9,700	12,500	17,700	
72	9,700	12,500	17,700	
73	9,900	12,900	18,000	
74	9,900	12,900	18,000	
75	9,900	12,900	18,000	
76	9,900	12,900	18,000	
77	10,200	13,300	18,300	
78	10,200	13,300	18,300	
79	10,200	13,300	18,300	
80	10,200	13,300	18,300	
81	10,400	13,700	18,500	
82	10,400	13,700	18,500	
83	10,400	13,700	18,500	
84	10,400	13,700	18,500	
85	10,600	14,000	18,700	
86	10,600	14,000	18,700	
87	10,600	14,000	18,700	
88	10,600	14,000	18,700	
89	10,800	14,400	18,900	
90	10,800	14,400	18,900	
91	10,800	14,400	18,900	
92	10,800	14,400	18,900	
93	11,000	14,700	19,100	
94	11,000	14,700		
95	11,000	14,700		
96	11,000	14,700		
97	11,200	15,000		
98	11,200	15,000		
99	11,200	15,000		
100	11,200	15,000		
101	11,400	15,400		
102	11,400	15,400		
103	11,400	15,400		
104	11,400	15,400		
105	11,500	15,700		
106	11,500	15,700		
107	11,500	15,700		
108	11,500	15,700		
109	11,600	16,000		
110	11,600	16,000		
111	11,600	16,000		
112	11,600	16,000		
113	11,700	16,300		
114	11,700	16,300		
115	11,700	16,300		
116	11,700	16,300		
117	11,900	16,500		
118	11,900	16,500		
119	11,900	16,500		
120	11,900	16,500		
121	12,000	16,800		
122	12,000	16,800		
123	12,000	16,800		
124	12,000	16,800		

125	12,100	17,600		
126	12,100	17,600		
127	12,100	17,600		
128	12,100	17,600		
129	12,300	17,600		
130	12,300	17,600		
131	12,300	17,600		
132	12,300	17,600		
133	12,400	17,600		
134	12,400	17,600		
135	12,400	17,600		
136	12,400	17,600		
137	12,500	17,600		
138	12,500			
139	12,500			
140	12,500			
141	12,600			
142	12,600			
143	12,600			
144	12,600			
145	12,800			
146	12,800			
147	12,800			
148	12,800			
149	12,900			
150	12,900			
151	12,900			
152	12,900			
153	13,000			

125	12,100	17,000		
126		17,000		
127		17,000		
128		17,000		
129		17,200		
130		17,200		
131		17,200		
132		17,200		
133		17,400		
134		17,400		
135		17,400		
136		17,400		
137		17,600		
138		17,600		
139		17,600		
140		17,600		
141		17,600		
142		17,600		
143		17,600		
144		17,600		
145		17,600		
146		17,600		
147		17,600		
148		17,600		
149		17,600		